

少年非行の社会的要因

市 戸 啓 五

少年非行の概観

青少年の非行問題は、全青少年の、そして日本の将来を決定する重大な問題である。非行は社会全体の歪みの現れであり、表面的な把握ではなく、青少年を包含する社会の病理的な状況の解明が真の非行問題解決の道である。

非行少年の法的定義は少年法に基づく。旧少年法は大正十一年四月に付属法の矯正院法と共に制定された。「威嚇と制裁に重きをおき、文字通り鑄型の中に少年を『矯め正す』視点に終始」(1) していた。基本的人権の擁護という観点からは不備であった。旧少年法は憲法改正に伴う法体系の抜本的再検討の要請に基づき、昭和二十三年七月十五日改正された。実質的には「現行少年法は、日本国憲法の柱である基本的人権の尊重、民主主義、平和主義、そして司法独立などの精神をうけて、旧法を改正したより、むしろ新立法として誕生した。」(2)

少年法に基づき非行少年は、『犯罪少年』、『触法少年』、『虞犯少年』に分類される。『犯罪少年』は十四才以上で二十才未満の「罪を犯した少年」(3)である。『触法少年』は「十四才に満ないで刑罰法令に触れる行為をした少年」(4)である。『虞犯少年』は「その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年」(5)である。虞犯行為の判断は人権の尊重の見地より制限的に解釈、運用すべきである。

個々の事例における非行の定義は、補導等に携わる個人の価値観が混入される危険が存在し非常に困難である。犯罪統計全般における暗数の存在も無視できない。警察で記録される犯罪(発覚犯罪)数は「実際に犯された犯

表1 主要刑法犯の割合

年次	少年		成人		全主要刑法 犯中の少年%
	実数	人口1000人当り	実数	人口1000人当り	
30	87,786	8.3	353,780	7.0	19.9
31	89,684	8.3	336,660	6.5	21.0
32	100,646	9.2	327,638	6.2	23.5
33	107,333	9.6	309,261	5.7	25.8
34	117,931	10.5	296,664	5.4	28.4
35	121,408	11.2	279,911	5.0	30.3
36	131,044	11.7	278,810	4.9	32.0
37	135,584	11.5	255,801	4.4	34.6
38	141,800	11.5	246,910	4.1	36.5
39	151,083	12.0	260,635	4.3	36.7
40	145,335	11.3	258,262	4.1	36.0
41	141,333	10.6	254,541	4.0	35.7
42	123,702	9.6	243,008	3.8	33.7
43	111,819	9.2	243,716	3.7	31.5
44	101,412	8.9	235,729	3.4	30.1
45	108,696	10.2	238,806	3.4	31.3
46	102,335	10.0	227,096	3.2	31.1
47	97,031	9.7	224,442	3.1	30.2

犯罪白書昭和48年版 258頁

罪の数よりずっと少ないこと、および発覚犯罪と実際に犯された犯罪の比率は、罪種によって異なる。(6) 少年非行に関する統計を実証的態度で、資料の一構成要素として使用する時にこそ有効な社会的資料となる。

少年非行を統計的に概観する。犯罪少年から主に「自動車の方向と速度の不適應に起因する」(7) 交通事故による業務上(重)過失致死犯を除外した「検挙人員は、業過を除く刑法犯のそれにはほぼ近い」(8) 主要刑法犯を考察する。成人の刑法犯の対人口比は毎年確実に減少しており、少年の刑法犯の対人口比は三十九年を頂点として減少傾向にあるが、依然として成人の三倍強もの高率である。(表1) 長期的視点で犯罪少年を考察すれば増加も減少もしていない。罪名別では、七十一・二%が窃盗である。殺人は〇・二%、暴行は六・四%、強盗は〇・八%など凶悪犯罪の比重は低い。年齢別では、十六才から十九才の少年の減少傾向(人口比)とは対照的に、十四、五才の少年は横這いである。

触法少年は三十八年を頂点として減少傾向にあるが、人口比で三十年代初頭の一・六倍強もの増加を示している。虞犯少年の終局人員は屈折はあるが、減少傾向を示しており、三十年を百とすると四十六年は七十六である。

戦前の少年非行の原因

戦前の少年非行の傾向について、三好豊太郎教授の「不良少年の社会的考察」⁽⁹⁾を基礎にして検討する。非行少年の親の教育程度は低く、職業は労務者―特に雑務労働―という貧しい職業が六割近くを占めており、収入は当然少く、「収入の少いことは、彼等の衣食住の充分ならざることを示すものであって、其の衛生に及ぼす脅威の多いことは勿論家庭の群居生活を通じて、徳性上に影響せらるることは大きなものである。」⁽¹⁰⁾と指摘している。家庭の欠損状況については、「社会的道徳を訓練せらるる家庭に於いて、かかる欠陥（幼少時に親を失うこと―引用者注）を持って長ずるのであるから、反社会的になるのは誠に止む得ない」⁽¹¹⁾と論述している。これらの記述より、絶対的困窮、すなわち古典的貧困と家庭環境が非行化の大きな要因であり、非行は単なる個人的問題でなく、社会自体の歪みの一断面であることが理解できる。非行化の要因は各種の因子が複雑に絡み合っている。⁽¹²⁾本論文では以降、現代社会の非行化の要因の中から、家庭環境と学歴社会で歪む教育問題に視点を向けてゆく。

欠損家庭と少年非行

一般保護少年の家庭欠損率は毎年確実に減少しているが、昭和四十六年は三十五・九％であり、依然三割以上が欠損家庭の出身である。一般少年の家庭欠損率は、各県とも十％を割っていた。（表2）

父子家庭では精神的饑餓が主である。「子女自体にとって、幼児期がとくに問題が多い、この期の子どもは母子との接触がほとんどであるから、母との死別・生別によってうける影響は大きい。」⁽¹³⁾

母子家庭での問題は精神的饑餓も重大であるがより経済的な面である。厚生省の「所得四分位階級別世帯数」（表3）

表2 欠損家庭率

地域	一般家庭	欠損家庭
札幌市	93.6%	6.4%
栃木県	95.4	4.6
東京都	93.2	6.8
鹿児島県	91.0	9.0

「昭和四十五年国勢調査報告詳細
集計結果 その2 都道府県編」
より算出した

によつて、母子家庭の九割以上が平均以
下の所得しかないのが理解できる。経済
的困窮は栄養摂取の悪さをもたらし「保
護所帯の子供はすべて(術力^{用諸})低い。
とくに目立つのは年令が大きくなるに伴
つて格差がひどくなることである。」⁽¹⁴⁾
状況ばかりか、「栄養低下が小中学生の
学業成績にまで影響をもたらししている。

定などにより、たてまえば平等に扱われても、現実には「片親でさえ、
就職がむずかしいとささやかれる世の中」⁽¹⁶⁾である。
も依然として根強く、憲法第十四条の規
則(15) 欠損家庭の出身者に対する偏見や差別

以上考察してきた如く、欠損家庭の少年達は、親が欠ける為に生ずる精神的饑餓、特に母子家庭に多い経済的困窮、就職や結婚の際に露頭する偏見や差別など、困難な状況で生きてゆくことを余義無くされている。欠損家庭は非行少年を生み出す温床ではない。欠損家庭を包含している悪因子を除去する視点が何よりも重要である。

家族解体と少年非行

家族は家族成員が情緒的相互関係のもとで、各々の役割を果すことによつてその機能が維持される。家族解体は家族間の情緒的相互関係を病理的なものにする。三好豊太郎教授はこれを中絶、緩慢、偏傾の三類型化してい

表3 所得四分位階級別世帯数

所得4分位階級	全世帯	母子世帯
総数	100.0%	100.0%
第I 4分位	25.0	67.3
II	25.0	23.2
III	25.0	7.7
IV	25.0	1.8

所得4分位階級とは世帯の所得を合計し、これを所得の低い世帯から高い世帯へと第I, II, IIIおよび第IV分位階級とした。P. 14

厚生省「国民生活の実態」 昭和48年7月
至誠堂 194頁

表4

親子関係調査の結果

		山 梨 県			杉 並 区		
		非 行		一 般	非 行		一 般
		中高	その他	中高	中高	その他	中高
(a) を する か。 子 ど も が あ げ 持 話	よく話す	14.3	13.5	36.1	27.1	20.8	32.3
	だいたい話す	48.6	41.9	28.6	40.1	31.3	33.8
	どちらとも場合による	11.4	8.1	7.6	15.7	10.4	12.8
	あまり話さない	25.7	24.3	24.8	7.1	27.1	19.5
	まったく話さない	—	24.3	1.9	10.0	10.4	0.8
	わからない	—	—	1.0	—	—	0.8
(b) か。 子 ど も を 理 解 で き る の 気 持	よく理解できる	17.1	14.9	38.1	21.4	22.9	24.8
	だいたい理解できる	57.1	64.8	52.3	57.1	45.9	57.2
	どちらとも場合による	8.6	5.4	8.6	12.9	8.3	12.0
	あまり理解できない	14.3	12.2	1.0	8.6	22.9	6.0
	まったく理解できない	2.9	2.7	—	—	—	—
	わからない	—	—	—	—	—	—
計〔各項目共通〕 (n)		100.0 (35)	100.0 (74)	100.0 (105)	100.0 (70)	100.0 (48)	100.0 (133)

小山 隆 「現代家族の親子関係—しつけの社会学的分析」

昭和48年10月 培風館 286頁

る。

山梨県と東京都杉並区で実施された一般少年群と非行少年群の親子関係の調査について考察する。(表4)共に非行少年群の方が一般少年群と比較して親子間の意思の疎通が希薄である。意思の疎通の欠如は、情緒的相互関係を損い家族の内部に亀裂を生じさせる。「家庭生活の中に、それを破壊するようにな一時的名または永続的な緊張や、摩擦が起つてくれば、耐えられない苦痛を感じさせるようになる。(中略)(この様な状態が長く続くと—引用者注)家族全員ならびにその親類のものまでが、生理的、精神的に大きな影響を受け、さらにはあいによってこれがために逃避、自殺、犯罪などにまで発展するのである。」(17)少年の場合では非行化などの問題行動であろう。

家族解体が少年に及ぼす影響で無視できないことは、「家族は文化価値を幼い子供に伝達する第一のかつ最大の車輻であるから、家族の結合のないことは子供の道徳的なよりどころを失わせ或いは彼に混乱したかつ矛盾した文化類型を伝えるであろう。」(18)こ

とである。具体的には道徳の混乱や躾の混乱であろう。
(表5、6)

現場(教護院)からの次の言葉が胸を打つ。「両親はいるだけでは意味がない。実質的な保護者でなければいけないのである。」⁽¹⁹⁾

教育問題と少年非行

戦前においても受験競争は大きな問題であったが、戦後はより重大化した。過度な受験競争は「幼稚園にもおよび、園児四百五十人中半分が塾通いをしている幼稚園もあらわれている。」⁽²⁰⁾悲惨な状況を生み出している。学校は人間陶冶を目標とする人間交流や学習の場でなく、受験や進学の為にのみ存在する制度化された場と変容した。「僕ら受験生にとって『大学』ということばは『神』とでもいうような絶対性を持っている。中略『友だちはすべて敵』というのはウソだ。友だちは敵でも味方でもない。要するに他人なのだ。」⁽²¹⁾この様な人間疎外の学校では、無気力、無関心、無責任の三無主義が闊歩する。「今の私は、無気力、無責任、無関心を忠実に守る、ウツロな人間になってしまった。(中略)どうでもいい

表5 躾の齟齬の有無

	非行少年の家庭	非行のない少年の家庭
かなり大きな齟齬がある	3.0%	12.6%
あまり齟齬はない	47.3%	55.9%
全く齟齬はない	20.0%	28.3%
その他	1.8%	3.1%
計 ()内実数	100.0(55)	100.0(182)

表6 母親の躾の態度

	非行少年の家庭	非行のない少年の家庭
自己中心的	74.5%	52.8%
社会中心的	14.5%	34.6%
その他	10.9%	12.6%
計 ()内実数	100.0(55)	100.0(182)

牧野巽 「日本の犯罪学1 原因I」 東京大学出版会 322頁 1963,10

から、三年間を無事に送って、希望の大学に行けたらそれでいい。」⁽²²⁾二十才代の青年においても「無関心、無責任、無感動、無気力の四無主義が現代青年問題の背景となっている。」⁽²³⁾そして必然的帰結として、学校は「冷たい利己心と相互不信、孤独と反抗、ずるがしさと絶望、ひがみとねたみが慢性化しつつある。」⁽²⁴⁾状況へと凋落してゆく。

その上、受験競争は少年達の肉体をも蝕んでいる。「子ども調査研究所」の調査によると、六十三%の子供が体の大きい割に体力がないと自認している。⁽²⁵⁾

しかし逆説的ではあるが苛烈な受験競争に参加している少年達は幸いである。「進学組」に入れず「就職組」で「お客様」として学校生活を送っている少年は、受験が価値基準である学校でどんなに悲惨なことであるか。

現在多くの学校は受験の為にのみ制度化されており、人間的繋がりなどの非制度的な要素は軽視されている。以上指摘してきた様な状況において、中高校生の非行が増大しているのは、必然的結果であると言っても過言ではない(表7) 今や非行は学校の外部より内部へと深く浸透してきている。

現象に内在する源泉の探究と、源泉からの抜本的な適切なる処置こそが、問題解決の唯一の道ではないだろう。我々は学校が本源的に果しえる機能について、大きな希望を持つべきである。

結 語

少年非行は、少年個人の社会的不適応の現れでなく、少年個人に投影された社会状況の反映である。少年非行の現象に内在する社会それ自体の歪みを現出させることが、少年非行の解明にとって重要である。

〔引用文献〕

- (1) 日本弁護士連合会「少年法改正要綱に関する意見」、昭和四十七年七月、十二頁。
- (2) 森田宗一「児童精神医学とその近接領域」通巻五一号、昭和四十六年十一月、三二五頁。

- (3) 少年法第三条第一項
- (4) " 二"
- (5) " 三"
- (6) 宮沢浩一「犯罪と被害者第二巻」、昭和四七年六月、成文堂、五四頁。
- (7) 森田宗一「過失犯2」、昭和四一年十月、有斐閣、四六〇頁。
- (8) 犯罪白書昭和四八年版、二五七頁。
- (9) 社会学雑誌第一号、大正十三年五月一日。
- (10) 同右、八九頁。
- (11) 同右、九二頁。
- (12) 三好豊太郎「少年と社会関係の異常性」、昭和十二年七月、社会事業研究所。
- (13) 那須宗一「都市病理講座2」、昭和四八年三月、誠信書房、一四三頁。
- (14) 籠山京「低所得層と被保護層」、昭和四五年五月、ミネルヴァ書房、六六頁。
- (15) 同右、五九頁。
- (16) 朝日新聞、昭和四九年七月五日。
- (17) 三好豊太郎「社会福祉概説 下」、昭和四四年一月、明星大学、二九頁。
- (18) グリェック「少年非行の解明」、昭和三六年七月、大蔵省、三〇四頁。
- (19) 戸井通井「非行聖女」、昭和四八年五月、芸術生活、七五頁。
- (20) 教育制度検討委員会「日本の教育改革を求めて」、昭和四九年七月、勁草書房、十八頁。
- (21) 朝日ジャーナル、昭和四九年七月二六日、十頁。
- (22) 白鳥元雄「十代との対話」、昭和四八年十月、第一法規出版、一〇九頁。

- (23) 朝日新聞、昭和四九年五月四日。
- (24) 川口幸男「少年非行と司法福祉」、昭和四六年十二月、ミネルヴァ書房、十四頁。
- (25) 朝日新聞、昭和四九年十月九日。